

世界遺産暫定一覧表記載物件の準備状況と課題等について

令和元年5月20日
文化庁**1. 暫定一覧表記載の資産****(1) 武家の古都・鎌倉（平成4年暫定一覧表掲載）**

「武家の古都・鎌倉」は、平成24年に推薦書を提出した。その後、再推薦に向けた準備を継続している。

A) 作業状況

- ・ 候補となる構成資産の一部において実態調査を行った。

B) 課題等（○価値証明に関するもの、□保全管理に関するもの、以下同）

○京都、奈良などの寺院や神社を構成資産とした世界遺産が有する価値とは差別化が図られた顕著な普遍的価値のコンセプトの構築が必要である。

○主張する価値に対して適切な構成資産を選択する必要がある。また、想定される構成資産の多くが再建された経緯を有する中で、それらが真実性及び完全性を有していることを学術的な裏付けの下に説明することが求められる。

○主張する価値のコンセプトに即した比較研究が求められる。

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 推薦希望時期は検討中。

(2) 彦根城（平成4年暫定一覧表掲載）**A) 作業状況**

- ・ 学術検討委員会及び国際会議等における国内外の専門家との意見交換を通じて、顕著な普遍的価値等について検討を行った。その結果、顕著な普遍的価値の方向性について、概ね意見の一致を見たことから、推薦書原案（骨子）を作成した。
- ・ 推薦書原案（骨子）では、本資産について、武士が戦士から統治者へ自らの役割を変えることにより、200年以上にわたって秩序ある安定した社会を維持した文化的伝統の物証であり、国内の同時代の約200の城のうち典型的な構成を持ち、統治の仕組みを表す構成要素が真実

性・完全性をもってすべて保存されている唯一の例であるとしている。

- ・ 世界遺産登録を推進するサポーター組織を立ち上げ、資産の価値に関する普及啓発等を進めるとともに、関連する国際学術委員会の会議を招致し、資産の価値の発信及び意見交換等を行った。

B) 課題等

- 「統治」を軸とする顕著な普遍的価値の妥当性の更なる検討及び主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。
- 主張する価値とそれを証明する構成資産との対応関係に関する検討が求められる。
- 主張する価値に立脚した比較研究を継続すること。
- 緩衝地帯の範囲の妥当性の更なる検討と緩衝地帯に適用する法的担保措置の選択及びその妥当性の更なる検討が必要。
- 開発圧力が比較的強い都市域において、緩衝地帯及びその近傍を含めた資産周辺における影響をいかに制御するか、進行中の開発事業を含め適切な検討が必要。

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 令和元～3年度に推薦書原案を作成、令和4年度の世界遺産推薦、令和6年度の世界遺産登録を目指している。

(3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成19年暫定一覧表掲載）

A) 作業状況

- ・ 当該遺産の価値付けの方向性、価値を証明するための構成資産の選択や比較研究のあり方に関する検討を進めている。

B) 課題等

- 主張しようとする価値の主題を説得力をもって説明するための東アジアとの交流等に係る国際的な調査研究等の更なる検討。
- 主張しようとする価値に貢献する構成資産の選択の妥当性の検討。
- 資産範囲と緩衝地帯の範囲の妥当性の更なる検討。
- 文化財の追加指定など、主張しようとする価値に対応する構成資産を万全に保護するための法的担保措置について引き続き検討が必要。
- 候補となる構成資産に係る保存管理計画及びに包括的保存管理計画の策定に関する検討が必要。

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 推薦希望時期は未定。

(4) 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成24年暫定一覧表掲載）

「平泉」は平成23年に2回目の推薦により世界遺産一覧表に掲載されている。その際、最初の推薦時には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかつた構成資産を中心に、拡張登録を目指すもの。

A) 作業状況

- ・ 学術委員会等を開催し、拡張登録を行う上での顕著な普遍的価値の主題及び構成資産の位置付けについて検討を継続。
- ・ 現時点では、極楽浄土思想に基づく「彼岸（来世）」と「此岸（現世）」の概念を導入し、両者で仏国土（浄土）を表現するものとしている。
- ・ 風力発電等の開発計画を抑制するため、一関市及び奥州市において景観計画が改定された。

B) 課題等

- 拡張しようとする構成資産に関する調査研究の継続及び既に登録されている資産との関係の明確化。
- 顕著な普遍的価値の主題の確定及びその価値に貢献する構成資産の妥当性の検討。
- 主張しようとする価値の国内外への共有の継続。特に東北アジアにおいて、彼岸と此岸とを物理的に表現する意味について、比較研究で明らかにすること。
- 拡張しようとする構成資産における史跡の追加指定など保護措置の更なる充実の検討。

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 推薦希望時期は未定。

2. 昨年度推薦候補として選定された資産

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（平成21年暫定一覧表掲載）

平成30年7月19日付けで、世界文化遺産部会より示された課題に対する対応状況。（以下、準備状況報告書より抜粋。）

課題1：主張するOUVを構成する属性 (attribute) を整理し、それに応じた評価基準適用の正当性、真実性の証明、比較研究の観点、保全対象及び保全手法等について精査すること。

[対応]

- ・ 資産全体の属性 (attribute) を次の3点に整理した。
 - 属性1：長期間（1万年以上）にわたり採集・漁労・狩猟を基盤とした生活が継続したこと。
 - 属性2：定住の成立及び集落の開始・発展・成熟の変遷を示す集落構造と立地環境。
 - 属性3：高度で複雑な精神文化の発展を示す実例を創り出したこと。
- ・ 資産全体の属性を踏まえ、各構成資産の要素 (element) を整理した。
- ・ 整理した属性に基づいて、各構成資産の概要説明の書きぶりについて精査した。
- ・ 整理した属性に基づいて、主張するOUV、評価基準の適用、真実性・完全性の言明、比較研究の構成及び書きぶりについて精査した。
- ・ 文化庁及び専門家による各構成資産の現地確認を実施し、保全対象及び保全手法について確認、必要に応じて関係自治体の景観行政担当者などが同席した。その上で、各構成資産を所管する自治体において、景観計画策定や経過観察及び遺産影響評価など、各構成資産の保全手法の検討と実施を進めているところである。

課題2：環境史における知見を活用しながら、当該地域の特性についての説明を精緻にすること。その際、評価基準 (v) の適用及び真実性を証明する指標の選択について精査すること。

[対応]

- ・ 地形、気候、海流、植生など、北海道・北東北の自然環境の特徴について説明を厚くするとともに、文化区分や植生などの先行研究の知見から、東北アジアにおける北海道・北東北の文化について特性を整理した。
- ・ 評価基準については、資産の属性を踏まえて再整理し、引き続き (iii) 及び (v) を適用することとした。
- ・ 真実性及び完全性の言明については、整理した資産の属性を踏まえた。

課題3：日本考古学の成果又は環境的要因により、地域文化圏が合理的に設定

されることを分かりやすく説明すること。特に、北東アジアという観点からの評価に留意すること。

[対応]

- ・ 地形、気候、海流、植生など、北海道・北東北の環境的特異性の説明を厚くするとともに、東北アジアにおける文化的地域区分や植生などの先行研究の知見から、北海道・北東北の狩猟・採集・漁労による文化について特徴を整理した。
- ・ 北海道・北東北における考古学的な特徴のうち、資産の顕著な普遍的価値を示す物証（要素：element）である遺構については、コラム形式で解説を加えるようにした。

課題4：17の構成資産から成る一つのシリアル・ノミネーションとして捉える観点から、資産全体及び各構成資産の保全手法について精査すること。また、緩衝地帯の範囲の合理性について精査し、各市町における景観計画を策定するなど保全の在り方を整えること。

[対応]

- ・ 各構成資産の保全対象及び保全手法との整合性を図りつつ、資産全体を一体的に保存管理し公開活用していくために必要な包括的な考え方を検討し、緩衝地帯の保全、公開活用、保存管理体制の整備、経過観察の実施などにおける基本的な方針等について包括的保存管理計画に記載した。
- ・ 保全手法などの共通理解と検討の場として、関係自治体の関係行政機関で構成する縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会を平成30年12月21日に開催した。
- ・ 各構成資産の緩衝地帯の範囲の合理性について、全区画の境界線の設定理由を再確認して図示することで明確にした。
- ・ 景観計画の策定及び改定については、イコモスによる現地調査実施に向け完了することを目標に、未策定及び改定予定の関係地方公共団体において推進中である。
- ・ なお、共通パネルの設計及び設置を平成31年度事業で計画しており予算要求中である。
- ・ また、ホームページをはじめ、各種メディアを活用した縄文遺跡群の情報発信について引き続き展開する。

課題5：説明文の粗密，図の不統一などを修正し，推薦書としての完成度を高めること。また，推薦書各所の説明に関して根拠となる知見を提示すること。

[対応]

- ・ 本文については，英訳を考慮して改定した。
- ・ 図表については，資産の属性の整理や説明内容の充実に伴って改定し，あるいは新規に作成した。
- ・ 付属資料については，作成した案の項目のほか，推薦書の内容の充実に伴う追加に対応するため，推薦書の正式版提出に向けて引き続き過不足がないか検討しながら作成を進めた。

3. 昨年度，推薦の希望があった資産

金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（平成22年暫定一覧表掲載）

A) 作業状況

平成30年7月19日付けで，世界文化遺産部会より示された課題に対する対応状況は以下のとおり。（準備状況報告書より抜粋。）

課題1：多数の鉱山遺産が世界遺産一覧表に記載されている中で，それらと明確に区別される佐渡鉱山の顕著な普遍的価値について分かりやすく説明すること。特に，日本における鉱山遺産である石見銀山との明確な違いを説明すること。

[対応]

- ・ ここ数年の審議結果から，平成30年度については，推薦書案の個別具体的な修正を行う前に，マクロな視点から佐渡金銀山の独自の顕著な普遍的価値を明確にしていくこととした。
- ・ 修正に当たっては，最新のイコモス審査の状況も把握した鉱山遺跡に詳しい海外専門家と共同で行うこととし，佐渡や石見の現地視察を共に実施する。
- ・ 改めて金にフォーカスし，金の希少性や重要性から石見銀山と差別化を図る。

課題2：佐渡における近世の鉱山技術と労働力編成の在り方に適合した集落とが示す価値について，研究成果に基づく物証との関係を踏まえて分かりやすく説明すること。

[対応]

- ・ 文化庁担当調査官と現地確認を行い、これまでの調査成果に基づき価値と結び付く物証の再確認を実施中で、よりわかりやすい説明方法を検討している。

課題3：佐渡鉱山における機械化が、江戸時代の手工業の伝統に基づき当該地域に適用したものであったことについて、より具体的な説明をすること。また、機械化後における技術や鉱山社会について、主張する価値との関係を物証に即して説明すること。

[対応]

- ・ 明治時代の機械化達成までが価値であることが読み取れないと指摘されたため、推薦書のストーリーは、ヨーロッパでは既に失われてしまった非動力の江戸時代の鉱山技術と管理方法を中心に全体の肉付けを検討していく方針である。
- ・ 佐渡独自の顕著な普遍的価値と結び付く物証を明確化した上で、期間をどこまでにするかを検討し、推薦書で分かりやすく説明する。

課題4：西三川砂金山や鶴子銀山の、シリアル・ノミネーションとしての位置付けを、主張する価値との関係に基づいてより分かりやすく説明すること。

[対応]

- ・ これまで3つの鉱山の関係性を強調してきたが、それぞれの鉱山がなくてはならないものであるということを分かりやすく説明し、完全性を強固なものとする。

課題5：歴史又は価値の説明を裏付ける研究成果、及び生産技術や労働力編成と物証あるいは絵巻等の史料との関係性について、推薦書本体若しくは付属資料において確実に提示すること。

[対応]

- ・ 文化庁担当調査官と共に、これまでの調査成果を再確認し、生産技術や管理体制（価値）を説明する物証や絵巻等の対応関係を明確にし、推薦書本体及び付属資料に書き分けるための整理を行っている。

C) 自治体における推薦時期の希望等

令和元年度中に推薦書原案を作成，令和2年度の世界遺産推薦を目指している。

4. 既に推薦書を提出している資産

百舌鳥・古市古墳群

- ・ 昨年1月にユネスコに対して推薦書を提出した。昨年9月のイコモス現地調査等を経て，本年5月にイコモスから勧告が行われた。
- ・ 勧告においては，世界遺産一覧表への記載が勧告されたほか，開発圧力の強い都市域における資産であることから，開発事業等に当たっては遺産影響評価を適切に行うこと等が追加勧告として示された。
- ・ 本年6月～7月開催の第43回世界遺産委員会（バクー，アゼルバイジャン）において，登録の可否が審議される予定。